

様式第3号（第9条関係）

審査等結果報告書

令和8年6月23日

草津市長 橋川 渉 様

草津市政治倫理審査会
委員長 須藤 陽子



令和7年11月17日付け草総発第2117号で付託のあった草津市議会議員に係る政治倫理に関する審査等について、審査会における審査等の結果は、次のとおりでしたので報告します。

- 1 審査等の請求の対象となる事由の該当条項
草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号
- 2 審査等の結果
別紙のとおり

(別紙)

【草津市政治倫理審査会委員】

役職	委員名	職業
委員長	須藤陽子	学識経験者（大学教授）
副委員長	北村亘	学識経験者（大学院教授）
委員	酒屋就一	学識経験者（税理士）
委員	中谷実	学識経験者（大学院名誉教授）
委員	中山仁美	学識経験者（弁護士）
委員	山本久子	学識経験者（弁護士）

【審査等の請求】

市民から議長へ提出された日	議長から市長へ送付された日	市長から審査会へ付託された日
令和7年10月23日	令和7年11月13日	令和7年11月17日

【審査等の経過】

令和7年度第1回審査会 令和7年12月8日（月）

委員長と副委員長を互選したのち、審査会の運営および審査等請求書の内容について確認した。

また、審査を行うにあたり、第2回開催までに調査および収集すべき必要な情報等を確認した。

令和7年度第2回審査会 令和8年3月23日（月）

第1回開催後に事務局により調査および収集した情報等をもとに、審査会としての意見の集約を図った。

令和8年度第1回審査会 令和8年5月12日（火）

関係議員へ事実確認のための聞き取りを行い、新たに得られた情報とこれまでに審議した内容をもとに報告書案の作成を行った。

草津市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第4条の規定に基づき、草津市議会（以下「市議会」という。）議員が政治倫理規準に違反する行為をした疑いがあるとして、令和7年10月23日付けで、市民から有権者200名以上の署名をもって審査等請求書が市議会議員長に提出され、令和7年11月13日付けで市議会議員長から草津市長に審査等請求書が送付され、令和7年11月17日付けで草津市長から本審査会に審査等を付託された。

1 請求人の主張

(1) 審査等を求める議員の氏名

西村隆行議員

(2) 審査等請求の対象となる事由の該当条項

政治倫理条例第3条第1項第1号

(3) 審査等請求の対象となる事由の内容

某議員と会話中の本市職員（当時の議会事務局職員）に対し、西村議員が「その議員と話していたら、バイキンがうつる。」と発言したとされている。

上記発言が事実であれば、政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理規準に違反する疑いがある。

2 当時の議会事務局職員へのアンケート調査および関係議員への聞き取り

(1) アンケート調査の結果

審査等請求書内に記載の被害者（某議員）をA議員（プライバシーに配慮し、匿名とする。）と特定した。

さらに、その場に居合わせた議会事務局職員も、当該発言を聞いた後、特に不快感が残るようなことはなかったとのことであった。

(2) A議員への聞き取り結果

ア 審査等請求書では「その議員と話していたら、バイキンがうつる。」と発言したとされているが、実際は西村議員の発言は「うつる、うつる。」であったとのことであった。

イ 普段から冗談を言い合う仲であり、今回は普段と違い険しい表情で言われたためびっくりはしたが、激高はしていないとのことであった。

ウ そもそもA議員は自身を被害者であると思っていないとのことであった。

エ すでに両者では話し合いが行われており、本件事案について二者間のこととして終わりにせずに、西村議員に今後の対応を求めたところ、すぐに実行されたため、西村議員の対応は誠実なものであったと考えているとのことであった。

オ 本件審査等請求については、事実とは異なる内容で署名を集められたものであり、議員としての身分を失うことになりかねない、不本意な請求であるとのことであった。

(3) 西村議員への聞き取り結果

ア 審査等請求書では「その議員と話していたら、バイキンがうつる。」と発

言したとされているが、実際は西村議員の発言は「うつる、うつる。」(以下「当該発言」という。)であったとのことであった。

イ A議員とは長年の付き合いであるが、当該発言当時、悩みを抱えていたところ、A議員がおどけて話しているのを見て、「気楽でいいなあ」と思い、その気楽さがうつるという意図で発言したとのことであった。

ウ A議員は冗談と受け取られたであろうが、表情が陰しくなってしまう、周囲は日頃の冗談とは違う雰囲気を感じたかもしれないとのことであった。

エ 当該発言をしたことについて、猛省しているとのことであった。

3 審査会の判断

- (1) 本件事案の審査等の請求は適当である。
- (2) 当該発言は政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理規準に直ちに違反するとは言い難いが、政治倫理に反すると一般的に受け止められかねない発言であった。西村議員個人に対する措置を講ずるまでには至らない事案である。

4 判断の理由

- (1) 本件事案の審査等の請求は、政治倫理条例第4条の審査等の請求に係る要件を満たしているため、適当な請求であるといえる。
- (2) 以下アおよびイのとおりである。

ア 政治倫理規準については、政治倫理条例第3条第1項第1号で「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と規定されており、「バイキングがうつる」とまでは発言していなかったものの、第三者が居合わせる場での当該発言は不適切な発言であった。

イ しかしながら、本件事案においては、事案発生後、約1週間という比較的短い期間で両者の話し合いが行われており、審査等請求書内で被害者とされているA議員も被害感情が残っていないとのことである。さらに、その場に居合わせた議会事務局職員も、当該発言を聞いた後、特に不快感が残るようなことはなかったとのことである。

上記の事情を考慮すると、本件事案においては、西村議員による不適切な発言はあったものの、その程度は重大であるとは言い難く、西村議員個人への措置を講ずるまでの必要はないと考える。

なお、議会全体においても、本件事案の発生を受けて、西村議員を含めた市議会議員全員を対象に、ハラスメント意識および人権意識の向上を図るための研修をすでに実施しているとのことである。

5 付帯意見

政治倫理条例第5条第4項に基づき、次の意見を付することとする。

- (1) 今後も市議会内で同様の事案が発生しないよう、人権やハラスメントに関

する研修を継続して実施していただき、市議会全体で人権意識やハラスメント意識の向上とともに、事案が発生した際に、その事案を解決する体制づくりに努めていただくことが望ましい。

- (2) 現行の政治倫理条例には、ハラスメントに関する規定が存在していない。本件事案の審査を行うにあたって他自治体の議会の政治倫理に関する条例を調査した結果、多くの議会が同条例にハラスメントに関する規定を設けていることが判明した。本市議会も、本件事案の発生を機に、政治倫理条例第3条第1項にハラスメントに関する規定を追加するなど、明文化することで、市議会議員のハラスメントに関する意識の向上を図っていただくことが望ましい。

以上